

平成25年度

社会福祉法人大阪障害者自立支援協会事業計画

1 第1種社会福祉事業

(1) 障がい者支援施設「大阪ワークセンター」の管理・運営

利用者の意向・障害の特性その他の状況を踏まえた個別支援計画を作成し、利用者のニーズに沿ったサービスを提供するとともに、適切かつ効率的な管理・運営を行う。

ア 生産活動や技術習得の向上に努め、就労につながる支援を行う。
就労については、就業・生活支援センターやハローワークを通じて利用者の求人情報の提供に努め、就労自立を目指す。

自主製品の開拓を行い、積極的にイベント、バザー等に参加し、販売を通じて社会生活力を高める。

イ 利用者の地域移行の為、地域の社会資源と連携し、入所支援利用者を中心にグループホームやケアホームの体験利用等活用し、今年度中にグループホームの設置を目指す。

ウ 人権意識の向上を図るとともに、福祉サービスの向上・充実に努めるため、職員の外部研修・内部研修を行う。

エ 毎年実施している、ワークセンター祭り、餅つき大会、陶芸教室により、地域との結びつきを強くすることに努める。

(利用者定員数)

施設入所支援 18名

就労移行支援 20名

就労継続支援B型 20名

生活介護 6名 【4名】

地域生活支援事業(日中ショート) 1名

ショーツステイ 空床型

(2) 「ケアハウス・OSAKA 歓の里」の管理・運営

高齢者(障がい者を含む。)が、安全で安心して暮らせる生活の場として、食事・入浴・生きがい・各種相談等のサービスを提供することにより、老後生活の安定に寄与するとともに、介護の必要な特定施設入居者

生活介護事業所として、サービスの向上・充実に努め、快適な居住生活の場を提供する。

また、入居を容易に出来るよう入居時一括管理費の納入額について弾力的な運用に努め、高齢者のニーズに即した入居条件を整備し、豊かで安心な生活を送れる施設運営に努める。

平成24年度には、ケアハウス定員50名の内、特定施設の定員30名が満床となった。ケアハウスにおいては、10名が現在入居しており、全体で40名の入居者となる。今後はケアハウスの入居者の定員の充足を目指すとともに、運営の健全化に努める。

(3) 「飲の里デイサービスセンター」の管理・運営

ケアハウス・OSAKA 飲の里の入居者（特定入居で無い方）及び、近隣地域の介護を必要とする方に対して、食事・入浴・レクリエーション等を楽しめる快適な日中活動の場を提供する。

また、高齢者のニーズに対応する為、営業日を変更することで利用者の獲得に努める。平成24年10月1日に開設したこともあり、利用者がいまだ6名という状態であるが、定員の充足を目指し、運営の健全化に努める。

2 障がい福祉サービス事業の経営

(1) 障がい者の更生相談に応ずる事業

障がい者更生相談事業は、「大阪府障がい者110番事業」と一体となって、障がい者の福祉、就労、日常生活全般の相談に応ずるとともに、障がい者の自立と社会参加に寄与するため、適切に対応するよう努める。

3 身体障害者福祉センターの受託経営

(1) 国際障害者交流センター運営・管理

厚生労働省受託事業「国連・障害者の十年記念施設運営」及び大阪府受託事業「障がい者芸術・文化促進事業」について、次の事業を実施する。なお、当事業は当会と大都美装株式会社、株式会社ナイスで構成する共同企業体「ビッグ・アイ共働機構」において実施する。

ア 国際障害者交流センターの管理・運営（国庫）

厚生労働省との契約及びセンターの基本理念をもとに、国際障害者交流センターの機能である、多目的ホール、研修室、宿泊室、レ

ストランの管理・運営を行う。

イ 理念に基づく事業の実施（国庫）

国際障害者交流センターを円滑、かつ適正に運営するとともに、障がい者の国際交流機能、重度・重複障がい者を含む全ての障がい者の交流機能、障がい者の芸術・文化の発信機能、災害時の後方支援機能等を十分に活用して、次の諸事業を実施する。

(ア) 国際交流・協力事業

国際的な交流・協力を目的として、就労、障がい者福祉、芸術文化、障がい者支援などをテーマに海外の関係機関や学識経験者、専門家を招へいし、ネットワークづくりと協力体制を創出できるセミナー事業を実施します。障がい者自身が国際的な情報を得るとともに、今後の活動のきっかけとなるような事業に取り組むことで、国際的な障がい者間の交流を図る事業とします。

(イ) 障がい者の芸術・文化活動事業

芸術文化事業では、アートプロジェクト（ビジュアルアート）とシアタープロジェクト（パフォーマンスアート）を中心に、障がい者のアート活動の支援をおこなうとともに、障がい者アーティストたちが社会や芸術文化の分野で認知され、活動できる場を創出し将来的には就労へとつながる事業に取り組めます。

(ロ) 全ての障がい者の交流事業

障がいの種別や程度に関係なく、障がい者が交流できる場となり、全国の障がい者へ多様なニーズに応じた情報を発信できる拠点として事業を実施します。

また、障がい者が活躍できる機会を創出できるサポーター活動では、地域住民との連携のもとに取組み「市民協働」の事業運営を目指します。

(ハ) 大規模災害時の後方支援事業

大規模災害時の後方支援としてボランティアリーダーや障がい種別に応じた支援ができる人材育成を継続しておこないます。

また、防災・災害支援において地域コミュニティの構築とネットワーク形成が重要であることから、堺市や近隣の福祉施設、医療機関、地域住民にむけての参加型の実践講座を実施します。

障がい者が自身の障がい種別に応じた避難の方法や情報収集など防災意識を持つとともに地域に住む人々が障がいのある人とともに災害時の避難や支援ができる地域コミュニティの再生を促します。

(オ) その他の事業

ボランティア制度確立・モニター制度の開始・アドバイザー制度の導入を通して、ビッグ・アイの運営に多くの方が参画する仕掛けを行う。

ウ 大阪府委託事業「障がい者芸術・文化促進事業」

(ア) 芸術・文化カレッジ

舞台芸術をテーマに8～10回程度ワークショップ形式で開催。最後に芸術・文化フェスタで披露を行う。

(イ) 芸術・文化フェスタ

事前に映像や音源などで事前に審査した約30組が、3日間にわたり披露を行う。秀でたもの10組については、芸術・文化コンテストへ出場する。

(ウ) 芸術・文化コンテスト

フェスタで選出された10組が、グランプリ、準グランプリを目指し競う。

(エ) 共に生きる障がい者展の開催

(2) 「大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）」の運営・管理

ア 大阪府障がい者スポーツ大会関連事業

(ア) 大阪府・全国障害者スポーツ大会

府が主催する大阪府障がい者スポーツ大会の開催・運営業務を行い、全国障害者スポーツ大会へ選手団の派遣業務を行います。

(イ) 競技力向上・普及関連事業

障がい者スポーツ大会の運営、スポーツ観戦等を通してスポーツの醍醐味をより身近に感じていただくとともに、指導者の養成に努めます。

イ 競技スポーツ事業

(ア) ファインプラザ大阪主催の大会・記録会

当センター主催の教室や練習会で練習した成果を発揮する大会や記録会を企画・運営します。参加者にとっては今

後の指針となり、かつ初参加者にとっては目標となる場を提供します。

(イ) アスリート強化

競技者としての心構えやコンディショニングを含め、パフォーマンスの更なる向上を目指し、全国障害者スポーツ大会やパラリンピック出場を目指す選手の練習の場を提供します。

ウ 選手育成・発掘事業

選手育成水泳教室・選手育成練習会

継続的なスポーツ活動を支援し、各種目の競技力向上・選手育成を図ります。

エ スポーツ振興事業

(ア) チャレンジスポーツ

障がいの有無・性別・年齢に関わらず、スポーツを始めるきっかけづくりやスポーツを通しての仲間づくり、自身に適した種目の発見に資する事業を実施します。

(イ) 交流促進事業・体験事業・大学連携事業・スポーツ振興のための基盤整備

スポーツ・文化の拠点となる事業を実施するほか、障がいの有無に関わらず交流できる場を提供します。また、大学や専門機関との連携事業を実施するとともに市町村支援を行います。

オ 相談事業

来館されるすべての利用者に対し、施設の利用方法を丁寧に説明し、ニーズに合った事業の提案を行います。また、日常生活におけるスポーツ活動を支援できるよう相談事業を展開します。

4 大阪府障がい者社会参加促進センターの管理・運営

大阪府から貸与を受けて管理・運営している当促進センターは、障がい者の社会参加の拠点施設として、障がい者福祉関係団体の事務室や共同利用室として貸与するほか、研修室をはじめ会議室の貸し出し等適切な管理・運営に努める。

5 啓発事業

(1) 「福祉広報」の発行

障がい者福祉関係施策や当面する問題、本会の各種行事等の情報を障がい者や各関係団体・行政機関等に提供するため、毎月1回「福祉広報」を発行し、障がい者や関係機関に配布する。

(2) 「第11回共に生きる障がい者展」の開催

「第11回共に生きる障がい者展」を大阪府、大阪府教育委員会と開催する。

ア 「第36回障がい者作品展」

障がい者が製作した手工芸品・陶芸品・絵画・写真・書等を展示・販売し、障がい者の社会参加を促進するとともに、府民に対し、障がい者理解等の啓発に努める。

イ 「情報通信機器展 2013・ユニバーサルデザイン生活展」

日常生活用具から情報通信機器まで幅広く、一堂に集めて障がい者が実際に触れ、体験できる「情報通信機器展 2013・ユニバーサルデザイン生活展」を開催する。

ウ 「文化芸術展」

障がい者の文化芸術の向上と社会参加の促進を図るため、「文化芸術展」として講演会等各種の催しを開催する。

6 障がい者社会参加推進センター事業

(1) 大阪府の委託事業として、次の事業を行う。

ア 大阪府障がい者社会参加推進協議会の運営

大阪府障がい者社会参加推進協議会は、必要に応じて開催し、障がい者の自立と社会参加事業に関する事項を協議・検討する。

必要と認められる場合は、専門委員を委嘱し、専門部会を開催することができる。

イ 障がい者社会参加推進センター研修事業の実施

障がい者福祉関係団体、障がい者福祉関係施設、市町村障がい者福祉担当者、大阪府障がい者福祉関係部課、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、精神障がい者家族相談員等障がい者福祉関係者の資質の向上をはかるため、障がい者福祉施策等時宜に応じ、研修会を開催する。

ウ レクリエーション事業の実施

春、夏、秋の年3回、障がい者リフトバス（なにわセンチュリー

号) 及び観光バス等を利用して日帰りの旅行を実施し、多くの障がい者に社会参加の機会と社交の場を提供し、社会参加の促進を図る。

エ 社会資源活用情報提供事業の実施

障がい者が地域社会で生活するために必要な社会資源及び各種保健福祉サービス等の情報を「福祉情報—OSAKA」として発刊し、そのほか各種媒体を通じて障がい者等に提供することにより、障がい者の福祉の増進に寄与する。

オ 「大阪府障がい者 110 番」事業の実施

障がい者の人権や権利を擁護するために専任の相談員を置き、電話やインターネット、来所による各種相談に応じて、障がい者の自立と社会参加を支援する。

カ 大阪府盲ろう者通訳・介助者養成研修及び現任研修事業

視覚と聴覚に重複の障がいのある盲ろう者に対して、コミュニケーション及び移動等を支援するため、通訳・介助を行う通訳・介助者を養成するとともに、盲ろう者通訳・介助者の資質の向上を図るため、現任研修を開催する。

キ 大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業

視覚と聴覚に重複の障がいのある盲ろう者に対して、通訳・介助者を派遣し、盲ろう者のコミュニケーション及び移動等を支援することにより、盲ろう者の自立と社会参加の促進を図る。

ク 障がい者ホームヘルパー養成研修事業

障がい者向けホームヘルパーの確保と質の向上を図るため、訪問看護員を対象に、障がい者ホームヘルパーとして、必要な知識、技術を習得するための養成研修を開催する。

7 障がい者福祉バス運行事業

障がい者福祉バス「なにわセンチュリー号（リフト付）」を運行し、障がい者や高齢者・母子等の一層の社会参加と交流促進を図る。

8 大阪府 IT ステーション関連事業

(1) 大阪府 IT ステーションの運営・管理

大阪府から「大阪府 IT ステーション就労促進事業」を受託し、次の

事業を実施する。

ア 障がい者総合支援事業

就労支援コーディネーター等が雇用・就労に関する相談に応じ、相談者の状況に応じた支援計画を作成し、初級以上のITスキルがあり、就労を希望する者に講習・訓練の受講を案内する。

イ 障がい者就労支援IT講習事業

就労を希望する者を対象に企業等で求められる基本的な実務能力を養うIT講習、ビジネスマナー講習及びソーシャルスキルトレーニングを行う。

ウ 障がい者ビジネスIT訓練事業

IT講習修了者等で高いITスキルを有する者に対し、企業ニーズに対応した訓練カリキュラムを作成し、専門的な実務能力を養う訓練を実施する。

エ 障がい者テレワーク推進事業

在宅就労を希望する者を対象とした在宅ワーカー養成訓練を実施するとともに登録者を対象としたスキルアップ訓練を行う。また、企業等から受注した業務を登録者に配分し、就労促進と経済的自立を支援する。

オ 障がい者IT総合推進事業

初級レベルのIT講習会の講師を養成する研修会の開催、講師のスキルアップのための研修会の開催、地域での講習会への講師派遣、在宅でIT学習ができるeラーニング講座の開催、メールマガジンの発行等を行う。

カ 施設管理運営事業

施設内での事業が円滑に実施できるよう、施設を良好な状態に維持管理する。

(2) 障がい者雇用対策訓練事業

障がい者の職業能力の開発と雇用の促進を図る短期訓練事業を実施する。

障がい者雇用対策短期訓練事業

パソコン実践科（4ヶ月訓練）

(7) 年3回

(1) 1回当たり20名定員

(3) 障がい者能力開発訓練事業

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構並びに大阪府から助成金を受けて、職業能力開発訓練と就労支援を一体的に進める障がい者能力開発訓練事業を実施する。

- | | |
|----------|------------|
| (ア) 科 目 | OAビジネス科 |
| (イ) 定 員 | 20名 |
| (ウ) 訓練期間 | 1年(10月～9月) |

9 関係機関との連携並びに協力

大阪府の社会福祉、障がい者福祉等に関する協議会、審議会等に参加するとともに、関係団体等との連携・協力を努める。